

**令和 7 年度久留米市 ICT 支援員配置事業業務委託
公募型プロポーザル 実施要項**

1. 目的

本要項は、「令和 7 年度久留米市 ICT 支援員配置事業業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 令和 7 年度久留米市 ICT 支援員配置事業業務委託
- (2) 業務内容 「令和 7 年度久留米市 ICT 支援員配置事業業務委託 仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (4) 業務場所 久留米市立小・中・特別支援学校及び久留米市教育委員会事務局

3. 提案上限額

提案額の上限は、28,200,000 円（消費税額及び地方消費税額を含まない。）とする。

4. 実施形式

公募型プロポーザル方式

5. スケジュール

令和 7 年	内容
1 月 30 日（木）	公示日
1 月 30 日（木）	仕様書等の提供開始日
1 月 30 日（木）～ 2 月 10 日（月）	質問書の提出期間
2 月 12 日（水）まで	質問書に対する回答
1 月 30 日（木）～ 2 月 17 日（月）	参加申込書等提出期間
2 月 19 日（水）	資格審査・結果通知
2 月 25 日（火）まで	提案書の提出期限
2 月 26 日（水）【予定】	プレゼンテーション
3 月 4 日（火）【予定】	審査結果通知
4 月 1 日（火）【予定】	契約締結

6. 参加資格要件

(1) 共通要件

① 久留米市競争入札参加資格者名簿に登録の者

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者でなければならない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること

イ 市から指名停止措置を受けていないこと

ウ 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること

エ 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること
 ・久留米市内 県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料
 ・久留米市以外の福岡県内 県税

オ 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと

② 久留米市入札参加資格名簿に未登録の者

久留米市競争入札参加資格者名簿に未登録の者にあつては、次に掲げる書類を提出し、①の要件に該当することを確認した上で当該プロポーザルに参加することができる。

ア 法人にあつては、役員等調書及び照会承諾書、登記事項全部証明書（法人登記簿謄本）及び納税等証明書（下記参照）

イ 個人にあつては、役員等調書及び照会承諾書、身分証明書及び納税等証明書（下記参照）

[納税等証明書]

申請者区分に従って法人・個人別に○または△がついている証明を提出。

入札等権限を委任する場合、申請者区分は、受任者の営業所の所在地で考えること。

所在地区分		税区分		納税等証明書	
			税目	法人	個人
	市外 (県外)	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明（納税証明書その3の3）	国税に未納がない証明（納税証明書その3の2）
	市外 (県内)	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明

市内	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明
	久留米国保	国民健康保険	—	

(例1：市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出)

(例2：県外の営業所で申請される法人の場合、「国税等」の証明を提出)

(2) 個別要件

- ア 福岡県内に本社(本店)または支店・営業所等があること。
- イ 一般社団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)が管理する情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)又は、プライバシーマークを取得していること。
- ウ 当該業務に配置予定の従事者が、仕様書に記載されている業務に類似する経験又は技術的適正を有していること。

(3) 参加資格の喪失

プロポーザルに参加申請をした者で、候補者決定までの間に、(1)及び(2)に定める参加資格要件を満たさなくなった場合には、参加資格を失うものとする。

7. 関係資料等

実施要項、仕様書等の資料の提供については、次のとおりとする。

(1) 提供場所

久留米市ホームページよりダウンロード

(2) 提供開始日

令和7年1月30日(木)

8. 質疑・応答

(1) 質問方法

本プロポーザルの実施要項及び仕様書等に関する質問については、メール件名を次のとおり記載した電子メールに「質問書」(様式第1号)を添付して、「16. 問い合わせ先」宛に送信し、着信確認の電話連絡をすること。電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

《件名記載例》

久留米市 ICT 支援員プロポ／【会社名】質問書

(2) 期限

令和7年2月10日(月)午後2時までに必着

(3) 回答方法

令和7年2月12日(水)までに、「質問書」(様式第1号)に記載したメールアドレスあてに電子メールで回答する。質問の回答は本要項の追加または修正とみなす。また、必要に応じて市ホームページに掲載する。

9. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、仕様書及び関係法令等の各規程を理解した上で、次の書類を提出すること。

提出書類	部数
① 参加申込書等の提出書類	
ア 参加申込書（様式第2号）	1部
イ 会社概要書（様式第3号）	1部
ウ 参加資格調書（様式第4号）	1部
エ 委任状（支店等に参加手続き等の委任を行う場合） （様式第5号）	1部 ※必要時
オ 役員等調書及び照会承諾書（様式第6号）	1部 ※必要時
カ 登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書）	1部 ※必要時
キ 納税（滞納なし）証明書	1部 ※必要時
ク 直近の3か年度の決算関係書類（貸借対照表および損益計算書）	1部
ケ ISMS の認証取得証明書又はプライバシーマークの認証等の写し （任意様式）	1部
コ 業務実施体制図（任意様式）（※1）	1部
サ 配置予定従事者の実績調書（様式第7号）（※2）	1部

※本市の名簿登録者の場合、上記エ、オ、カ、キは不要。

② 提案書等の提出書類	
ア 企画提案書	14部 （正本1部・ 副本13部）
イ 業務実績調書（様式第8号）	1部
ウ 価格提案書（様式第9号）	1部
エ 価格提案書の内訳書（様式第10号）	1部

※1 本業務を遂行するための体制図について記載すること。

※2 業務実施体制図に記載された、配置予定の従事者の保有資格や、業務経験年数・内容等について記載すること。

(2) 提出期限

① 参加申込書等の提出書類

令和7年2月17日（月）午後2時まで（土日祝日を除く。）

② 提案書等の提出書類

令和7年2月25日（火）正午まで（土日祝日を除く。）

(3) 提出方法

① 参加申込書等の提出書類

電話にて事務局へ連絡し、持参又は郵送（配達証明書付き書留郵便）にて提出すること。なお、郵送の場合は、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受

け付け、郵便事故等については市はその責めを負わない。

② 提案書等の提出書類

電話にて事務局へ連絡し、持参又は郵送（配達証明書付き書留郵便）にて提出すること。なお、郵送の場合は、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付け、郵便事故等については市はその責めを負わない。

(4) 提出先

「16. 問い合わせ先」に記載する担当窓口

(5) 注意事項

- ア 提案書について、代表者印を押印した正本印刷物を1部、副本印刷物を13部、記録媒体（CD-RまたはDVD-R）の正本1部、副本1部を提出すること。なお、記録媒体の電子データは、第10号はExcel形式、その他はPDFとする。
- イ 副本については、ロゴマークの使用を含めて、企業名が分かる記述は避けること。ただし、提案書のうちの正本1部については、表紙及び表紙以外の各様式においては企業名を明らかにすること。
- ウ 提案書は、全てA4判縦、長辺綴じ（左綴じ）として製本すること。ただし、図表等については、A4判横又はA3判（A4判2ページとみなす）も可とする。
- エ 本文は明朝体・ゴシック体を使用し、横書き、原則12ポイントとすること。
- オ 提案書の表紙には、宛名「久留米市長」、タイトル「令和7年度久留米市ICT支援員配置事業業務委託」、提出年月日、提案事業者名を記載すること。なお、正本は必ず社印を押印すること。
- カ 提案書は、表紙、目次を除き図表含め両面20枚以内とする。

10. 審査方法

企画提案書等については、プレゼンテーションの実施後に本プロポーザル審査委員会が審査する。なお、参加者が1者の場合は、本プロポーザルを中止することがある。

(1) 評価項目

分類	評価項目	
非価格点（企画提案）	1.基本事項	
	1-1	事業の考え方
	2.体制・日程	
	2-1	体制図
	2-2	事業スケジュール
	3.支援員の配置	
	3-1	提案内容
	3-2	人材（保有資格等）
	3-3	支援員の経験
	4.実績	
	4-1	事業者の実績
	5.その他	
	5-1	追加提案
価格点	6.価格	
	6-1	価格提案

(2) プレゼンテーション実施日

令和7年2月26日(水) (予定)

(3) 実施場所

企画提案書を提出した者に対して別途通知する。

(4) 参加人数

3人程度

＊ただし、支援員の候補者を同席させる場合は、この数に含まない。

(5) 提案時間

20分

(6) 質疑応答

25分程度

(7) 留意事項

- ①スクリーンは、本市が準備する。ただし、パソコン、プロジェクターは各提案者が準備すること。
- ②プレゼンテーションにおいて、会社名が判る口頭での説明や、画面上での会社名の記載は行わないこと。
- ③プレゼンテーション当日に、追加提案や追加資料の配布は行わないこと。
- ④プレゼンテーションにおける議事録を作成し、その内容について市の承認を得ること。

1 1. 候補者の選考方法

- (1) 失格者を除いた上で、総評価点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。また、2番目に高い者を次点の候補者とする。なお、適切な提案がない場合には、候補者を選定せず、プロポーザルの手続きを中止するものとする。
- (2) 最高点の者が複数の場合は、非価格点が高い者を契約相手方の候補者として選定する。
- (3) 提案者が1者であった場合においても本プロポーザルは有効とする。

1 2. 審査結果

(1) 通知方法

プレゼンテーション審査を行った全ての者に文書にて通知する。

(2) 通知時期

令和7年3月4日(火) (予定)

(3) その他

審査結果に係る問合せ等は、一切受け付けない。

1 3. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合又は提出書類に不備があった場合

イ 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

- ウ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- エ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合
- オ 価格提案書の金額が「1. 業務の概要(5)予算額」を超過した場合
- カ 評価項目に定める「非価格点」の合計が 60%以下の場合

14. 情報公開及び提供

市は提出された企画提案書等について、久留米市情報公開条例（平成 13 年 9 月 28 日条例第 24 号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響が出る恐れがある情報については決定後の開示とする。

15. その他

(1) 参加辞退の場合

書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、「16. 問い合わせ先」に提出すること。

(2) 提出書類

- ① 提案書の提出は、1 者につき 1 案とする。
- ② 提出されたすべての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。
- ③ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- ④ 本提案にかかる書類作成及び提出費用など、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。

(3) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市と契約に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(4) 異議申立

申請者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 予算の議決

本件の契約には、令和 7 年度当初予算の議決を要することから、予算の議決がない場合は契約として成立しない。

(6) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

16. 問い合わせ先

〒830-0051 久留米市南一丁目8番1号（久留米市教育センター内）
久留米市教育委員会 教育部 教育ICT推進課（担当：荒巻・牛島）
電話 0942-36-9770 ファクシミリ 0942-35-9930
電子メールアドレス kyou-ict@city.kurume.lg.jp